

福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の 設置に関する基準を定める条例の概要について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されました。この改正に伴い、これまで法に定められていた特定公園施設の設置基準について、県の実情に合わせて条例で定め、平成25年4月1日から施行します。

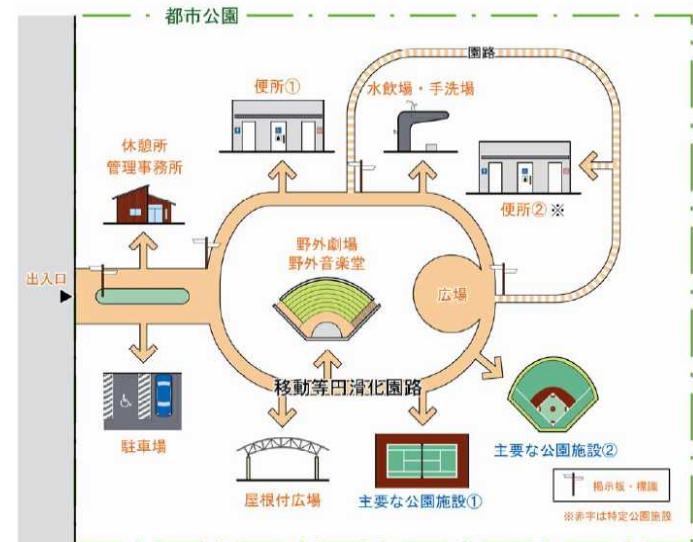
■国の基準に準拠するもの

- ① 園路及び広場
出入口、通路、階段、傾斜路、転落防止設備
- ② 屋根付広場
出入口、広さ
- ③④ 休憩所、管理事務所
出入口、カウンターの設置、広さ、便所
- ⑤⑥ 野外劇場、野外音楽堂
出入口、通路、車椅子使用者用観覧スペース、便所
- ⑦ 駐車場
車椅子使用者用駐車施設
- ⑧ 便所
出入口、広さ、床面材料、小便器、便房
- ⑨⑩ 水飲場、手洗場
円滑な利用に適したもの
- ⑪⑫ 掲示板、標識
円滑な利用に適したもの

特定公園施設とは

都市公園施設のうち、不特定多数のもの又は高齢者、障害者等への配慮が特に必要な12の施設

- ①園路及び広場
- ②屋根付広場
- ③休憩所
- ④管理事務所
- ⑤野外劇場
- ⑥野外音楽堂
- ⑦駐車場
- ⑧便所
- ⑨水飲場
- ⑩手洗場
- ⑪掲示板
- ⑫標識



■県が独自に基準を設けるもの

- ①園路及び広場
縁石、街渠等により生ずる段差の基準、園路を横断する排水溝蓋の基準、視覚障害者誘導用ブロックの設置、傾斜がある部分の構造基準、階段の構造基準、階段に併設される傾斜路の構造基準
- ③④休憩所、管理事務所
カウンターの構造基準
- ⑦駐車場
駐車場へ通ずる通路の構造基準
- ⑧便所
ベビーチェア及びベビーベッド等の設置

● 基本的には、国の基準に準拠しました。ただし、国の基準と本県「人にやさしいまちづくり条例」の基準を比較し、「人にやさしいまちづくり条例」の基準の方が厳しい場合は、その基準を独自基準として決めました。